# 新庄村ひめのもち第3加工場基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

令和元年11月

新庄村産業建設課

# 目次

	1	概要	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	事業概要	Ę	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	提案参加	几条件	<b>‡</b>		•	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	スケジニ	L — )	レ		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	5	参加申记	シみ	手続	Ē		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	6	提案書等	いままた かまれ かいま	是出	1		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	7	審查方法	と及て	び審	查	基	準			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	8	質問の受	を付る	上回	]答	方	法			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	9	失格	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	О	契約	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	1	その他旨	留意 雪	事項	ĺ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1	2	事務局			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		各様式等	至	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	$6 \sim 10$

#### 1 概要

本要領は、新庄村が実施する「新庄村ひめのもち第3加工場基本設計業務」に関する 企画提案の手続き等について定めるものとする。

#### 2 事業概要

(1) 事業名

新庄村ひめのもち第3加工場基本設計業務

(2)目的

本業務は村内において特に作付面積の大きいヒメノモチの第3加工場の整備に向け 基本となる設計をおこなうことを目的とする。

(3)委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 予算額

3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

(5)委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

#### 3 提案参加条件

(1)参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

- ①日本国内で法人登記をしている者
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第22 5号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていな い者
- ④参加表明書の提出期限において、指名停止処分を受けていない者
- ⑤事業所等が所在する自治体において、税の滞納がない者
- ⑥参加申込日から過去に、同様の農産物加工施設についての設計を担当した実績のある者
- ⑦自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の 各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接 的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

(3)他の提案参加者の構成員となることの禁止 既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加 者の構成員になることはできないものとする。

#### 4 スケジュール

公募から受託優先交渉権者決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

公募開始	令和元年12月 2日 (月) から新庄村産業建設課にて提出書類等
	の受け渡し可
質問の受付	令和元年12月2日(月)~令和元年12月10日(火)まで
参加表明書の提出	令和元年12月13日(金)まで
質問に対する回答	令和元年12月11日(水)
提案書等の提出	令和2年1月15日(水)まで
審査結果通知	令和2年1月17日(金)

#### 5 参加申込み手続

- (1)参加表明書(第1号様式) 正本1部
- (2) 提出期限

令和元年12月13日(金)17時まで

(3)提出方法

持参又は郵送による。(郵送の場合は12月13日(金)17時必着とする。)

# 6 提案書等の提出

- (1)提案書(第2号様式) 1部
- (2) 企画書(任意様式) 5部
  - ・A4版、両面印刷を原則とする。
- (3) 添付書類 各1部

- ①同種事業実績書(第3号様式)
  - ・必要に応じて、実績内容が分かる資料を添付すること(任意様式)
- ②業務実施体制調書(第4号様式)
- ③提案見積書(任意様式)
- ④業務工程表(任意様式)
- ⑤登記簿謄本(法人格の証明)
- ⑥暴力団排除に関する誓約書 (別紙)
- (4) 提出期限

令和2年1月15日(水)17時まで

(5) 提出方法

持参又は郵送による。(郵送の場合は1月15日(水)17時必着とする。)

#### 7 審査方法及び審査基準

- (1) 審査方法
  - ①村長、副村長、村職員等で構成する選考委員会により、各委員が各企画提案について、それぞれ審査を行う。
  - ②必要に応じ、応募者によるプレゼンテーションを実施する。
  - ③審査の結果により提案内容について順位付けを行い、順位が1位の提案者を受託優 先交渉権者とする。
  - ④応募件数が少数の場合は、審査方法を変更する場合がある。
- (2)審査基準

提案書に関する評価は、加算方式による総合評価方式により行い、評価する内容は 以下のとおりとする。

評価項目	評価ポイント	判断基準	配点
業務経歴	同種、類似業務の実績	同種業務の実績があり、	10点
		その内容が評価されるも	
		のであるか。	
業務実施体制	業務責任者・担当者の	同種業務の実績があり、	10点
	実績	その内容が評価されるも	
		のであるか。	
	取組方針の妥当性	本業務における事業者と	10点
		して取組方針は的確か。	
企画提案の内容	提案の的確性	本業務に対する理解が十	10点
		分で、提案内容が条件と	
		整合性が図れて的確か。	

業務遂行能力	本業務に対する取組意欲	10点
	が高く、円滑な業務遂行	
	が可能か。特に、実行性	
	に優れているか	

#### 8 質問の受付と回答方法

(1)提出書類

質問書(任意様式)による。(連絡先は必ず明記すること。)

(2) 提出期限

令和元年12月10日(火)17時まで(期限を過ぎた質問には回答しない。)

(3)提出方法

電子メールによる (sangyoukensetsu@vill.shinjo.lg.jp)

(4) 回答方法

電子メールにて回答

※12月10日(火)までに参加表明書を提出したすべての者に全質疑応答集をメールにて送付する。

#### 9 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた様式に示す条件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5)審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (6) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

#### 10 契約

- (1) 受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について協議を重ねた上で、契約内 容に関する協議が整ったときは、契約を締結することとする。
- (2) 契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、本村は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

#### 11 その他留意事項

- (1) 提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。

- (4)提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての意義申立ては、一切受け付けない。
- (6)業務を行うに当たっては、事務局と密接に連絡を取り合い、この要領に記載のない 事項については、事務局の了承を受けた上で実施するものとする。

#### 12 事務局

新庄村役場 産業建設課 (担当: 竹本)
所在地 〒717-0201 岡山県真庭郡新庄村 2008-1
TEL 0867-56-2628 (直通) / FAX 0867-56-2629
メールアドレス sangyoukensetsu@vill.shinjo.lg.jp

# 参加表明書

令和 年 月 日

新庄村長 小倉 博俊 様

郵便番号 住所(所在地) 団体名 代表者名

EI

新庄村ひめのもち第3加工場基本設計業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加 表明書を提出します。

	項目	内	容	
	所在地			
	団体名			
代	表者氏名(フリガナ)			
	電話番号			
担	氏名(フリガナ)			
当者	電話番号			
	E-mail			

#### 第2号様式

#### 提案書

令和 年 月 日

新庄村長 小倉 博俊 様

郵便番号

住所 (所在地)

団体名

代表者名

(EJ)

新庄村ひめのもち第3加工場基本設計業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、下記 書類を添えて提案書を提出します。

記

- 1 企画書(任意様式。A4版、両面印刷を原則とする。)・・・5部
- 2 提案書添付書類・・・各1部
  - ①同種事業実績書(第3号様式)
  - ②業務実施体制調書(第4号様式)
  - ③提案見積書(任意様式)
  - ④業務工程表(任意様式)
  - ⑤登記簿謄本(法人格の証明)
  - ⑥暴力団排除に関する誓約書(別紙)

# 第3号様式

# 同種事業実績書

	業務名	発注者	契約期間	業務概要	備考
1			年 月 日 ~ 年 月 日		
2			年 月 日 ~ 年 月 日		
3			年 月 日 ~ 年 月 日		
4			年 月 日 ~ 年 月 日		
5			年 月 日 ~ 年 月 日		
6			年 月 日 ~ 年 月 日		
7			年 月 日 ~ 年 月 日		
8			年 月 日 ~ 年 月 日		
9			年 月 日 ~ 年 月 日		
10			年 月 日 ~ 年 月 日		

※過去の同種事業の実績を記入してください。

※必要に応じて、実績内容が分かる資料を添付してください。

# 第4号様式

# 業務実施体制調書

	所属・役職・氏名	実務経験年数 資格等	担当する業務の内容
業務責任者			
担当者A			
担当者B			
担当者C			

#### 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、新庄村が必要な場合には、岡山県真庭警察署に照会することについて承諾します。 また、今後私が新庄村と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団
- (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

新庄村長 小 倉 博 俊 様

[ 法人、団体にあっては事務所所在地 ]

〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕 、、

(ふりがな)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

性 別 男 · 女